

03 静保健介第 56 号
令和 3 年 4 月 2 日

通所系サービス事業所 管理者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課
事業 者 指 導 担 当 課 長

令和 3 年度介護報酬改定に伴う個別機能訓練加算の取扱いについて（通知）

日頃より、本市の介護保険事業運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、令和 3 年 3 月 26 日付け厚生労働省老健局老人保健課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課事務連絡「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (vol. 3) (令和 3 年 3 月 26 日) の送付について」(介護保険最新情報 vol. 952) にて、通所系サービス事業所の個別機能訓練加算の取扱いが示されたところです。

上記の事務連絡に伴い、令和 2 年度までは、管理者が機能訓練指導員を兼務する場合において、個別機能訓練加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）（認知症対応型通所介護にあつては個別機能訓練加算）の算定を可能としてきましたが、令和 3 年度から、管理者が機能訓練指導員を兼務する場合において、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロ（認知症対応型通所介護にあつては個別機能訓練加算）の配置要件を満たすことはできないものとなります。

なお、既に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を提出された事業所で、管理者と機能訓練指導員の兼務により配置要件を満たしているとした事業所におかれましては、差替え等の対応を致しますので、4 月 12 日（月）までに差替え書類の提出をお願い致します。

記

1 対象事業所

令和 3 年 4 月 1 日までに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を提出した以下の事業所で、管理者と機能訓練指導員の兼務により「個別機能訓練加算」の配置要件を満たしているとした事業所

- ア、通所介護事業所
- イ、地域密着型通所介護事業所
- ウ、(介護予防) 認知症対応型通所介護事業所

2 差替え対応について

提出期限：令和 3 年 4 月 12 日（月）17:00 まで

提出方法：持参またはメール

※郵送の場合は、封筒に「個別機能訓練加算差替え書類在中」と朱書きしてください。

※メールの場合は、件名を「(差替)【事業所名】個別機能訓練加算に係る書類について」としてください。

3 根拠箇所

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 3) (令和3年3月26日)の送付について」

問 58 個別機能訓練加算 (I) イ又はロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、指定通所介護 (指定地域密着型通所介護) 事業所に配置が義務づけられている管理者がこれを兼ねることは可能か。

(答)

- ・ 管理者の配置基準は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと (ただし、指定通所介護等事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護所介護等事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。) とされている。
- ・ 一方で個別機能訓練加算 (I) イ又はロにおける人員配置基準は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置することを求めるものであることから、**指定通所介護等事業所に配属が義務づけられている管理者が、管理者としての職務に加えて、機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼ねることにより、同基準を満たすことはできないものである。**

4 留意事項

本取扱いは、今後、厚生労働省等からの通知等より変更する場合があります。

<問い合わせ先>

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 介護保険課

事業者指導第1係 (地域密着型サービス)

事業者指導第2係 (居宅サービス)

電話：054-221-1088 (1係) / 054-221-1377 (2係)

FAX：054-221-1298

メール：kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp